

香川県特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定入浴施設におけるレジオネラ症の発生の防止を図るために必要な措置の基準等を定めることにより、レジオネラ症の発生を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定入浴施設 温湯、潮湯又は温泉その他を使用して人を入浴させる施設であつて、次に掲げる施設又は事業所内に設置されるもののうち、公衆浴場法（昭和23年7月12日法律第139号）第1条に規定する公衆浴場以外のものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童相談所に設置された一時保護施設

イ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院、診療所又は助産所

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者福祉ホーム

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設

カ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性自立支援施設又は女性相談支援センターに設置された一時保護施設

キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター又は有料老人ホーム

ク 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを提供する事業所、施設

(2) 施設設置者 特定入浴施設が設置されている施設又は事業所の設置主体をいう。

(構造設備に係る措置の基準)

第3条 施設設置者が、特定入浴施設の構造設備について講じるべき措置の基準は、次のとおりとする。

(1) シャワー又は打たせ湯を設ける場合は、これらの設備は、原水（浴槽水以外の浴用に供する湯水であつて、浴用に供した湯水の再利用をしていないものをいう。以下同じ。）を用いる構造とすること。

- (2)貯湯槽(原水を貯留するための水槽をいう。以下同じ。)を設ける場合は、貯湯槽内の原水の温度を60度以上に保つ能力を有する加温装置を備えること。ただし、貯湯槽内の原水のレジオネラ属菌その他の病原菌の繁殖を防止するための消毒設備を備える場合は、この限りではない。
- (3)回収槽(浴槽からあふれ出た湯水を回収するための水槽をいう。以下同じ。)を設ける場合は、回収槽内の湯水を浴用に供しない構造とすること。ただし、当該回収槽を清掃の容易な構造とし、かつ、清掃の容易な位置に配置する場合であって、回収槽内の湯水のレジオネラ属菌その他の病原菌の繁殖を防止するための消毒設備を備えるときは、この限りでない。
- (4)気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を浴槽内に設ける場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。
- (5)循環式浴槽(循環水(ろ過器(浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。)を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。)を用いる構造の浴槽をいう。以下同じ。)を設ける場合は、次に掲げる要件を満たしていること。
- ア ろ過器には、十分な逆洗浄等を行うことができるろ材を使用し、その1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量以上であること。
 - イ 原水の配管は、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続しないこと。
 - ウ 集毛器(浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。)は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。(機械浴を除く)
 - エ 浴槽水を消毒するための塩素系薬剤の注入口又は投入口を設ける場合は、浴槽水がろ過器に流入する箇所の直前に設けること。
- (6)原水の浴槽への流入口は、浴槽より高い位置に設けること。
- (7)原水以外の浴用に供する湯水の浴槽への流入口は、浴槽の底部に近い位置に設けること。

(衛生に係る措置の基準)

第4条 前条に規定するもののほか、施設設置者が特定入浴施設(個人用のものを除く。)について講じなければならない入浴者の衛生に係る措置の基準は、次のとおりとする。

- (1)浴用に供する湯水は、第5条に定める水質基準に適合させるとともに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める頻度で水質検査を行い、レジオネラ属菌に汚染されていないか否かを確認すること。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。
- ア 水道水を用いない原水 1年に1回以上
 - イ 連日使用循環水(24時間以上連続して使用している循環水をいう。以下同じ。)を用いない浴槽水 1年に1回以上
 - ウ 連日使用循環水を用いた浴槽水 1年に2回以上

- (2) 前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保管するとともに、その結果が水質基準に適合していないときは、直ちにその旨を知事に報告すること。
- (3) 浴槽水の消毒に当たって、塩素系薬剤を使用する場合は、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は頻繁に測定して記録し、通常1ℓにつき0.4mg程度に保ち、かつ、最大で1ℓにつき1.0mgを超えないように努める等適切に管理を行うこと。
また、温泉水及び井戸水を利用する場合又は塩素消毒以外の方法により消毒を行う場合は、それぞれの場合に応じた適切な維持管理を行うこと。
- (4) 浴槽水は、毎日完全に入れ替えること。ただし、循環水を用いている場合であって、1週間に1回以上完全に入れ替えるときは、この限りでない。
- (5) 貯湯槽を設けている場合は、次に掲げる措置を講ずること。
ア 貯湯槽内の原水の温度は、60度以上を保つこと。ただし、浴槽水の消毒の例に準じて貯湯槽内の原水の消毒を行う場合は、この限りでない。
イ 貯湯槽に生物膜が生じないように定期的に清掃を行うこと。
- (6) 回収槽を設けている場合は、回収槽内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、回収槽の清掃及び消毒を1週間に1回以上行い、かつ、浴槽水の消毒の例に準じて回収槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。
- (7) 気泡発生装置等を浴槽内に設けている場合は、次に掲げる措置を講ずること。
ア 浴槽水には、連日使用循環水を用いないこと。
イ 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。
ウ 気泡発生装置等は、適宜清掃及び消毒を行うこと。
- (8) 循環式浴槽を設けている場合は、次に掲げる措置を講ずること。
ア 逆洗浄できるろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄をして汚れを十分に排出し、ろ過器及び循環配管に生じる生物膜を適切な消毒方法で除去すること。
イ カートリッジ式ろ過機は、取り外して清掃を行う等清潔を保持するように努めること。
ウ 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。
エ ろ過器及び循環配管は、図面等により、配管の状況を正確に把握すること。
- (9) 消毒設備を設けている場合は、その維持管理を適切に行うこと。
- (10) 公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう、脱衣室等、入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前には身体を洗うこと等の注意喚起の掲示を行うこと。
- (11) 施設設置者は、施設設置者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定め、前各号の措置に関して点検を行わせ、その結果を3年間保管すること。
- (12) シャワー設備を設けている場合は、適宜通水し、清掃を行うこと。

(水質基準)

第5条 浴用に供する湯水は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法により行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものであること。

レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（100mℓ中に10cfu未満であること。）。
---------	----------------	---------------------------------

(立入検査等)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、事業者の協力のもとに施設設置者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に事務所その他の事業場に立ち入り、この要綱で定める措置の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(改善指導等)

第7条 知事は、施設設置者がこの要綱に定める措置の基準に違反していると認めるときは、当該施設設置者に対し、必要な措置をとるべきことを指導することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5号アの規定は、改正要綱の施行の日以降に設置された特定入浴施設について適用し、施行日前に設置された特定入浴施設については、なお従前の例による。